

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏 名 株式会社ランナース  
代表取締役 安田 義崇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和 6 年 6 月 7 日

許可の有効年月日 令和 11 年 5 月 18 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥（有機性汚泥に限る。）

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類

⑦紙くず

⑧木くず

⑨繊維くず

⑩動植物性残さ

⑪ゴムくず

⑫金属くず

⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑭鉱さい

⑮がれき類

⑯ばいじん

以上16種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和55年3月17日：当初許可

平成元年5月19日：期限付与に伴う廃止・新規許可

平成6年5月19日：更新許可

平成11年5月19日：更新許可

平成16年5月18日：変更届（取り扱う産業廃棄物の種類の削除：燃え殻、紙くず、がれき類）

平成17年2月16日：更新許可

平成19年7月4日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①②③④⑤⑦⑧⑩⑭⑮⑯）

平成21年7月24日：更新許可

平成26年5月19日：更新許可

令和元年5月19日：更新許可

令和6年6月7日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無